

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

改正後	現行
<p>I-2 法第2条の2について（為替取引に該当する行為）</p> <p>I-2-1 法第2条の2の位置づけ</p> <p>当局は、法第2条の2柱書に定める行為であって、<u>同条第1号</u>で定める行為又は同条第2号で定める行為のいずれかに該当するものへの該当性について照会等があった場合には、<u>同条並びに資金移動業者に関する内閣府令（平成22年内閣府令第4号。以下「内閣府令」という。）第1条の2及び内閣府令第1条の3</u>に規定する要件に照らして判断するものとする。</p> <p>ただし、法第2条の2の規定は、<u>同条柱書</u>に定める行為であって、<u>同条各号</u>で定める行為のいずれかに該当するものが為替取引に該当することを確認するものであるところ、今後新たなビジネスモデルが登場する可能性等もあることから、<u>同条柱書</u>に定める行為に該当しない行為<u>並びに同条柱書</u>に定める行為には該当するが<u>同条第1号</u>に定める行為及び同条第2号に定める行為のいずれにも該当しないものが将来にわたって直ちに為替取引に該当しないことを意味するものではなく、事業者の行為が為替取引に該当するかは、その事業者が行う取引内容等に応じ、最終的には個別具体的に判断することに留意する。</p>	<p>I-2 法第2条の2について（為替取引に該当する行為）</p> <p>当局は、法第2条の2に定める行為であって、<u>内閣府令</u>で定める要件に該当するものへの該当性について照会等があった場合には、<u>同条及び資金移動業者に関する内閣府令（平成22年内閣府令第4号。以下「内閣府令」という。）第1条の2</u>に規定する要件に照らして判断するものとする。</p> <p>ただし、法第2条の2の規定は、<u>同条</u>に定める行為であって、<u>内閣府令</u>で定める要件に該当するものが為替取引に該当することを確認するものであるところ、今後新たなビジネスモデルが登場する可能性等もあることから、<u>同条</u>に定める行為に該当しない行為及び<u>同条</u>に定める行為には該当するが<u>内閣府令</u>に定める要件に該当しないものが将来にわたって直ちに為替取引に該当しないことを意味するものではなく、事業者の行為が為替取引に該当するかは、その事業者が行う取引内容等に応じ、最終的には個別具体的に判断することに留意する。</p>

I-2-2 クロスボーダー収納代行について

I-2-2-1 法第2条の2について

法第2条の2第2号にいう「国内から国外へ向けて資金を移動させ、又は国外から国内へ向けて資金を移動させる」とは、例えば、国内の銀行口座等から国外の銀行口座等へ向けて資金を移動させ、又は国外の銀行口座等から国内の銀行口座等へ向けて資金を移動させることをいい、受取人等及び債務者等が日本に所在する場合であっても、国内から国外へ向けて資金を移動させ、又は国外から国内へ向けて資金を移動させることはこれに該当しうることに留意する。

また、法第2条の2第2号括弧書に定める行為に該当するものであっても、受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）である場合には、別途同条第1号で定める行為に該当するものへの該当性について判断を要することに留意する。

I-2-2-2 法第2条の2第2号の適用を除外される収納代行

内閣府令第1条の3による適用除外の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 二以上の段階にわたる収納代行において、銀行等又は資金移動業者に収納代行を再委託して行う収納代行は、基本的

(新設)

に内閣府令第1条の3第1項第1号に規定する収納代行に該当する。

単に銀行等に開設した預金口座や資金移動業者に開設したアカウントに対して債務者等に送金させるのみである場合には同号に該当しないことに留意する。

ただし、同号に該当するのは、当該銀行等又は資金移動業者が再委託を受けて行う資金の受入れが当該銀行等又は資金移動業者が行う為替取引に係る支払の受領に該当する場合に限る。

(2) エスクローサービスに伴う収納代行は、基本的に内閣府令第1条の3第1項第2号に規定する収納代行に該当する。

(3) 取引プラットフォームの提供者が行う収納代行は、基本的に内閣府令第1条の3第1項第3号に規定する収納代行に該当する。

収納代行を行う者が「契約の成立に不可欠な関与」を行ったといえるためには、例えば、委託販売者として売主を代理して買主と売買契約を締結する場合や、多数の者が参加して取引を行うことが可能なプラットフォームを提供し、利用規約において当該プラットフォームの利用条件や取引成立条件を定めている場合等の関与をしていることが必要であり、単なる決済方法の提供、商品の広告、又は顧客の紹介等を行う

だけでは足りない。

- (4) 自己と同一の会社等の集団に属する他の会社等を受取人とする収納代行は、基本的に内閣府令第1条の3第1項第4号に規定する収納代行に該当する。

収納代行を行う者と同一の会社等の集団に属する他の会社等が受取人となっている場合でも、当該受取人が、法第2条の2第2号に係る規制を免れる目的で、第三者から金銭債権を譲り受けた等の場合には、同号は適用されないことに留意する。

例えば、第三者から金銭債権を譲り受けて受取人となった者が、受領した当該金銭債権の弁済相当額を譲渡人に支払っている場合には、同号は適用されない可能性があることに留意する。

- (5) クレジットカードに係るいわゆる国際ブランドが行う、第三者型前払式支払手段等の利用に係る債権債務の清算に伴う収納代行は、基本的に内閣府令第1条の3第1項第5号イに規定する収納代行に該当する。

第三者型前払式支払手段等を用いた取引の解除又は取り消し等により、第三者型前払式手段等発行者が受取人となる場合に商標権者が行う収納代行についても、同号イは適用されることに留意する。

なお、いわゆる国際ブランドに係る登録商標が付されたデビットカード、プリペイドカード、又はクレジットカード等は同号イに規定する第三者型前払式支払手段等に該当する。

(6) クレジットカード加盟店を受取人とする収納代行は、基本的に内閣府令第1条の3第1項第5号ロに規定する収納代行に該当する。

同号ロの適用にあたっては、収納代行を行う者がクレジットカード番号等取扱契約締結事業者である必要はなく、いずれかのクレジットカード番号等取扱契約締結事業者との間でクレジットカード番号等取扱契約を締結する者を受取人とする収納代行であれば同号ロが適用され得ることに留意する。

また、上記に該当する者を受取人とする収納代行であっても、同号ロが適用される行為は、クレジットカード等購入あっせんにより決済できる取引に係る収納代行に限ることに留意する。

なお、「クレジットカード等購入あっせんにより決済できる取引」はクレジットカード等購入あっせんにより決済可能である取引を指し、クレジットカード等購入あっせん以外により決済した取引も含む。

(7) 国内で登録を受けた第三者型発行者が発行する第三者型前払式支払手段の加盟店を受取人とする収納代行は、基本的

に内閣府令第1条の3第1項第5号ハに規定する収納代行に該当する。

ただし、上記に該当する者を受取人とする収納代行であっても、同号ハが適用される行為は、第三者型前払式支払手段により決済できる取引に係る収納代行に限ることに留意する。

なお、「第三者型前払式支払手段により決済できる取引」は第三者型前払式支払手段により決済可能である取引を指し、第三者型前払式支払手段以外により決済した取引も含む。

(8) エスクローサービスの提供者又は取引プラットフォームの提供者から資金の受け入れ又は引き渡しについて委託を受けて行う収納代行は、基本的に内閣府令第1条の3第1項第6号に規定する収納代行に該当する。

(9) 取引プラットフォーム提供者が他の事業者から資金の受け入れ又は引き渡しを再委託する収納代行を行う場合において、当該取引プラットフォーム提供者が受取人等に対して負う責任を当該他の事業者の選任・監督に限定する場合は、内閣府令第1条の3第2項第2号に規定する行為に該当する。

(10) 当事者の一方が勝敗の結果を知っている片面的賭博をする者又は他の者相互間で片面的賭博を行わせる者が受取人で

<p><u>ある場合に、債務者等から弁済として当該片面的賭博に係る資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為は、内閣府令第1条の3第2項第5号に規定する行為に該当する。</u></p>	
<p>Ⅱ－2 業務の適切性等  Ⅱ－2－2 利用者保護のための情報提供・相談機能等  Ⅱ－2－2－1 利用者保護措置</p> <p>法第51条及び内閣府令第28条から第31条までは、資金移動業者に対し、為替取引開始時又は契約締結時の利用者に対する情報提供、金銭等受入時の受取証書交付、その他利用者保護を図るための措置を義務付けている。</p> <p>Ⅱ－2－2－1－1 主な着眼点  (1)・(2) (略)  (3) 利用者に対する情報の提供  ①～⑤ (略)  ⑥ 内閣府令第29条の2第1項各号に規定された事項について、上記(1)①を踏まえ、利用者に対する適切な説明や情報提供を行う態勢を整備しているか。また、内閣府令第29条の2第1項第5号に規定する利用者の損失の補償その他の対応に関する方針について、Ⅱ－2－6を踏まえたものとなっているか。</p>	<p>Ⅱ－2 業務の適切性等  Ⅱ－2－2 利用者保護のための情報提供・相談機能等  Ⅱ－2－2－1 利用者保護措置</p> <p>法第51条及び内閣府令第28条から第31条までは、資金移動業者に対し、為替取引開始時又は契約締結時の利用者に対する情報提供、金銭等受入時の受取証書交付、その他利用者保護を図るための措置を義務付けている。</p> <p>Ⅱ－2－2－1－1 主な着眼点  (1)・(2) (略)  (3) 利用者に対する情報の提供  ①～⑤ (略)  ⑥ 内閣府令第29条の2第1項各号に規定された事項について、上記(1)①を踏まえ、利用者に対する適切な説明や情報提供を行う態勢を整備しているか。また、内閣府令第29条の2第1項第5号に規定する利用者の損失の補償その他の対応に関する方針について、Ⅱ－2－6を踏まえたものとなっているか。</p>

<p><u>(注) 内閣府令第 29 条の 2 第 1 項第 2 号の 2 に基づき利用者に対する情報提供を行うべき事項としては、例えば、以下の事項が考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>資金移動業者が各利用者に対して負担する為替取引に関する債務について履行保証人債務引受契約、履行保証金弁済信託契約又は履行保証人保証契約（以下「履行保証人債務引受契約等」という）が締結されている場合にあつては、資金移動業者の破綻時には、資金移動業履行保証金規則（平成 22 年内閣府・法務省令第 5 号。以下「履行保証金規則」という。）第 14 条第 1 項に基づき、履行保証金の配当に先立って履行保証人債務引受契約等に基づく債務の全部の弁済がなされること及び利用者が当該弁済を受けるための手続に関する事項</u></li><li>・ <u>資金移動業者が各利用者に対して負担する為替取引に関する債務について履行保証人債務引受契約等が締結されている場合のうち、履行保証金を供託し、又は履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結している場合にあつては、上記事項に加え、履行保証金規則第 14 条第 1 項に基づき履行保証人債務引受契約等に基づく債務の全部の弁済がな</u></li></ul>	<p><u>(新設)</u></p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------

された後に履行保証金の配当が実施されること及び  
当該配当を受けるための手続に関する事項

⑦ (略)

(4)~(6) (略)

(7) 利用者から受け入れた資金を貸付等の原資として用いることを防止するための措置

資金移動業者が利用者資金の保全方法として履行保証金保全契約、履行保証人債務引受契約又は履行保証人保証契約を利用する場合であって、利用者資金を貸付に活用したときは、銀行業の免許を受けることなく、実質的に信用創造を行うことが可能となり問題であるほか、為替取引を行うために受け入れた利用者資金を流動性が低い資産である貸付金に転換することにより流動性リスクを抱えることになり、資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から問題である。これらの問題点を踏まえ、利用者から受け入れた資金を原資として貸付又は手形の割引を行うことを確実に防止するための措置を講じているか。

例えば、次のような措置を全て講じることが考えられる。

① 為替取引に関し、利用者から受け入れた資金と貸付の原資となる資金を別の預金口座で管理する方法や1の銀行口座で管理する場合であっても利用者から受け入れた資金が

⑦ (略)

(4)~(6) (略)

(7) 利用者から受け入れた資金を貸付等の原資として用いることを防止するための措置

資金移動業者が利用者資金の保全方法として履行保証金保全契約を利用する場合であって、利用者資金を貸付に活用したときは、銀行業の免許を受けることなく、実質的に信用創造を行うことが可能となり問題であるほか、為替取引を行うために受け入れた利用者資金を流動性が低い資産である貸付金に転換することにより流動性リスクを抱えることになり、資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から問題である。これらの問題点を踏まえ、利用者から受け入れた資金を原資として貸付又は手形の割引を行うことを確実に防止するための措置を講じているか。

例えば、次のような措置を全て講じることが考えられる。

① 為替取引に関し、利用者から受け入れた資金と貸付の原資となる資金を別の預金口座で管理する方法や1の銀行口座で管理する場合であっても利用者から受け入れた資金が

貸付の原資に用いられていないことを合理的に確認できる方法が社内規則に具体的に定められているか。

(注) 「利用者から受け入れた資金が貸付の原資に用いられていないことを合理的に確認できる方法」とは、例えば、貸付の原資となる資金の額として、利用者から受け入れた資金の金額を自己資金から控除した金額を適時・適切に把握の上、貸付額が当該貸付の原資となる資金の額の範囲内であることを確認する方法等が考えられる。

② 利用者から受け入れた資金と貸付の原資となる資金が上記方法により明確に区分され、かつ、利用者から受け入れた資金と貸付の原資となる資金を別の預金口座で管理する場合には両口座の間で融通等が行われることがないよう、適時・適切に検証することとしているか。

③ 事故・不正防止の観点から、利用者から受け入れた資金を管理する担当者と貸付の原資となる資金を管理する担当者を兼務させない等の措置を講じているか。なお、資金移動業者には、資金移動業を適正かつ確実に遂行することが求められていることを踏まえれば、利用者から受け入れた資金について、貸付以外の用途であれば自由に活用して良いというわけではなく、利用者からの指図に円滑に対応していくために十分な流動性を確保するとともに、容易に毀

貸付の原資に用いられていないことを合理的に確認できる方法が社内規則に具体的に定められているか。

(注) 「利用者から受け入れた資金が貸付の原資に用いられていないことを合理的に確認できる方法」とは、例えば、貸付の原資となる資金の額として、利用者から受け入れた資金の金額を自己資金から控除した金額を適時・適切に把握の上、貸付額が当該貸付の原資となる資金の額の範囲内であることを確認する方法等が考えられる。

② 利用者から受け入れた資金と貸付の原資となる資金が上記方法により明確に区分され、かつ、利用者から受け入れた資金と貸付の原資となる資金を別の預金口座で管理する場合には両口座の間で融通等が行われることがないよう、適時・適切に検証することとしているか。

③ 事故・不正防止の観点から、利用者から受け入れた資金を管理する担当者と貸付の原資となる資金を管理する担当者を兼務させない等の措置を講じているか。なお、資金移動業者には、資金移動業を適正かつ確実に遂行することが求められていることを踏まえれば、利用者から受け入れた資金について、貸付以外の用途であれば自由に活用して良いというわけではなく、利用者からの指図に円滑に対応していくために十分な流動性を確保するとともに、容易に毀

<p>損することがないように管理する必要があることに留意する。</p> <p>(8)~(10) (略)</p>	<p>損することがないように管理する必要があることに留意する。</p> <p>(8)~(10) (略)</p>
<p>II-2-2-2 帳簿書類</p> <p>II-2-2-2-1 主な着眼点</p> <p>①~④ (略)</p> <p>⑤ <u>利用者資金の保全方法として、供託、履行保証金保全契約及び履行保証金信託契約（以下「必ず供託を介する保全方法」という。）と履行保証人債務引受契約等を併用する場合には、ある利用者に対して負担する為替取引に関する債務が、必ず供託を介する保全方法又は履行保証人債務引受契約等のいずれの保全方法の対象とされているか把握するための態勢を整備しているか。特に、特定の利用者に対して負担する為替取引に関する債務が必ず供託を介する保全方法と履行保証人債務引受契約等双方の対象とされている場合には、為替取引に関する債務の額を保全方法ごとに区分し、かつ、利用者ごとに管理しているか。また、履行保証人債務引受契約、履行保証金弁済信託契約又は履行保証人保証契約を併用する場合であって、特定の利用者に対して負担する為替取引に関する債務が履行保証人債務引受契約、履行保証金弁済信託契約及び履行保証人保証契約のうち複数の対象とされてい</u></p>	<p>II-2-2-2 帳簿書類</p> <p>II-2-2-2-1 主な着眼点</p> <p>①~④ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

<p><u>る場合には、為替取引に関する債務の額を保全方法ごとに区分し、かつ、利用者ごとに管理しているか。</u></p>	
<p>II-2-8 <u>電子決済手段に関する態勢</u></p> <p>(1) <u>電子決済手段を発行する資金移動業者が、その発行する電子決済手段について、自ら電子決済手段関連業務（法第2条第11項に定める電子決済手段関連業務をいう。）を行う場合には、法第62条の8第2項に基づき電子決済手段等取引業者とみなされることを踏まえて、事務ガイドライン「第三分冊：金融会社関係 17. 電子決済手段等取引業者」を参照するものとする。</u></p> <p>(2) <u>電子決済手段を発行する資金移動業者に対しては、その発行する電子決済手段の特性や発行規模等に応じて必要な範囲で、以下の留意点を踏まえ、監督するものとする。</u></p> <p>① <u>適時に適切なストレステストを実施し、経営陣により十分な検証・分析が行われ、リスク管理に関する具体的な判断に活用される態勢が整備されているか。</u></p> <p>② <u>緊急時の資金調達の点を含む業務継続計画が策定されているか。</u></p> <p>③ <u>再建・破綻処理計画が策定されているか。</u></p> <p>④ <u>利益相反のおそれのある取引を適切に管理する態勢が整備されているか。</u></p>	<p>II-2-8 <u>電子決済手段関連業務を行う場合</u></p> <p>電子決済手段を発行する資金移動業者が、その発行する電子決済手段について、自ら電子決済手段関連業務（法第2条第11項に定める電子決済手段関連業務をいう。）を行う場合には、法第62条の8第2項に基づき電子決済手段等取引業者とみなされることを踏まえて、事務ガイドライン「第三分冊：金融会社関係 17. 電子決済手段等取引業者」を参照するものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p>

<p>Ⅲ－１ 業務実施計画</p> <p>Ⅲ－１－１ 厳格な滞留規制等</p> <p>Ⅲ－１－１－１ 主な着眼点</p> <p>(1) 厳格な滞留規制</p> <p>利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法・監視方法が確立し、有効に機能する態勢として、以下のような措置を講じているか。</p> <p>① 利用者から具体的な為替取引の指図を伴わない資金を受け入れない措置を講じているか。</p> <p>(注１) 具体的な為替取引の指図とは、為替取引の依頼の際に、送金人が第一種資金移動業者に対し、①移動する資金の額、②<u>資金を移動する日（資金を移動する日を特定することが困難である場合には、資金を移動する期限）</u>及び③資金の移動先が全て明確に指定されている必要があり、一部でも明確になっていない場合には、具体的な為替取引の指図とは認められないことに留意すること。<u>なお、逆為替・取立為替型の資金移動サービスでは、送金人からの代金の受領時点が定まらず、外国為替相場等の影響によっては、送金額が常時変動し、当初利用者から指図を受けた「移動する資金の額」と実際の送金額の間に差が生じる可能性があるが</u></p>	<p>Ⅲ－１ 業務実施計画</p> <p>Ⅲ－１－１ 厳格な滞留規制等</p> <p>Ⅲ－１－１－１ 主な着眼点</p> <p>(1) 厳格な滞留規制</p> <p>利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法・監視方法が確立し、有効に機能する態勢として、以下のような措置を講じているか。</p> <p>① 利用者から具体的な為替取引の指図を伴わない資金を受け入れない措置を講じているか。</p> <p>(注１) 具体的な為替取引の指図とは、為替取引の依頼の際に、送金人が第一種資金移動業者に対し、①移動する資金の額、②<u>資金を移動する日及び</u>③資金の移動先が全て明確に指定されている必要があり、一部でも明確になっていない場合には、具体的な為替取引の指図とは認められないことに留意すること。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

、第一種資金移動業に係る業務実施計画の認可審査に当たっては、このような外国為替相場等の影響による送金額の変動に留意し、第一種資金移動業者の実態を踏まえて対応する必要がある。

(注2) 注1の②資金を移動する日とは、為替取引の依頼を受けた際、実際に、資金の移動に関する事務を実施する上で、具体的日付となる資金の移動の完了予定日（以下「完了予定日」という。）をいう。なお、送金人が完了予定日を予め指定しなかった場合には、資金移動業者から送金人に対し、完了予定日を提示し、送金人の確認を得ること。また、その際に完了予定日から逆算した入金予定日を伝達し、入金予定日までは資金を受け入れないこと。

(注3) 注1の②資金を移動する日を特定することが困難である場合とは、例えば、資金移動業者が入金を受けた後において、利用者が外国為替相場等を見つつ、自らに有利なタイミングで送金指図を行うために、「資金を移動する日」を事前に決めることが困難である場合が含まれるほか、代金の回収に用いられるような逆為替・取立為替型の資金移動サービスのように、受取人である利用者から為替取引に係る依頼を受けた時点で

(注2) 注1の②資金を移動する日とは、為替取引の依頼を受けた際、実際に、資金の移動に関する事務を実施する上で、具体的日付となる資金の移動の完了予定日（以下「完了予定日」という。）をいう。なお、送金人が完了予定日を予め指定しなかった場合には、資金移動業者から送金人に対し、完了予定日を提示し、送金人の確認を得ること。また、その際に完了予定日から逆算した入金予定日を伝達し、入金予定日までは資金を受け入れないこと。

(新設)

は、送金人からの資金の回収時期が未定である等の事情により、「資金を移動する日」を事前に決めることが困難である場合も含まれる。このような場合には、送金依頼を受ける時点において資金を移動する期限が指定されていれば足りる。また「資金を移動する期限」とは、資金移動業者が資金の移動を完了することが予定されている一定の期間の最終の日の具体的日付をいう。なお、資金を移動する期限が指定された場合においては、当該日付よりも前に資金移動業者が資金の移動を完了しても差し支えない。

- ② 未達債務の発生時点（第二種資金移動業に係る為替取引に関する債務を第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務に変更する場合には、当該変更時点）から、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間（内閣府令第32条の2第2項第1号に掲げる場合にあっては、同号に定める期間）内に確実に為替取引が完了するための体制が整備されているか。

（注4）内閣府令第32条の2第2項第2号に規定する「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」とは、運用・技術上必要な期間であり、例えばテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策上の確認・検

- ② 未達債務の発生時点から、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間内に確実に為替取引が完了するための体制が整備されているか。

（注3）「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」とは、運用・技術上必要な期間であり、例えばテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策上の確認・検証、海外拠点や銀行等への連絡、銀行口座への

証、海外拠点や銀行等への連絡、銀行口座への振込といった、個々の為替取引の事務処理に要する必要最低限の期間を考慮し、合理的に算定した期間をいう。

なお、下記④の資金移動業者の責めに帰することができない事由が生じた場合には、これを解消するまでの期間、為替取引が完了しないことも許容される。

(注5) 内閣府令第32条の2第2項第1号に規定する「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間に利用者の利便の向上を図るために必要な期間を加えた期間」とは、上記の「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」に合理的に算定した資金移動業者が利用者の利便の向上を図るために必要な期間を加えた期間であり、その合計期間は2か月を超えることはできない。資金移動業者が利用者の利便の向上を図るために必要な期間には、例えば、企業間の支払サイクル等を前提として、利用者が定期的に企業間送金を実施できるようにするために必要となる期間等が含まれる。

なお、下記④の資金移動業者の責めに帰することができない事由が生じた場合には、「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間に利用者の利便の

振込といった、個々の為替取引の事務処理に要する必要最低限の期間を考慮し、合理的に算定した期間をいう。

なお、下記④の資金移動業者の責めに帰することができない事由が生じた場合には、これを解消するまでの期間も当該期間に含まれる。

(新設)

向上を図るために必要な期間を加えた期間」に、当該事由を解消するまでの期間を加えた結果、その合計期間が2か月を超えることも許容される。

(注6) 早期確実な弁済体制としては、以下のイ及びロの各体制を整備することが考えられる。

イ. 早期に返還する体制

早期に返還する体制とは、資金移動業者の破綻時において、資金移動業者を相手方として履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約を締結した者又は資金移動業者からの委託を受けて履行保証人保証契約を締結した履行保証人適格者（以下「履行保証人等」という。）が、利用者に対して早期に資金の返還を行うための体制をいい、例えば、以下の体制が考えられる。

・ 資金移動業者が利用者の情報（未達債務の額、連絡先及び履行保証人等による資金の返還先となる利用者の銀行口座等の情報を含む。）の把握・更新を行った上で、定期的に履行保証人等に利用者の情報を提供すること等（履行保証人等をして、利用者から直接に情報の提供を受けさせることを含む。）により、平時から履行保証人等において

(新設)

必要な情報を整理しておくこと

- ・ 平時においては資金移動業者が利用者の情報の把握・更新を行っておき、破綻時に直ちに当該情報を履行保証人等に共有するための態勢を構築しておくこと

ロ. 高い確実性をもって返還する体制

高い確実性をもって返還する体制とは、資金移動業者の破綻時において、未達債務の全額について、資金の返還が確実に行われることを確保するための体制をいう。かかる体制としては、当局に報告等を行った上で、例えば、以下の措置を講ずることが考えられる。

- ・ 各営業日における第一種資金移動業に係る要履行保証額（法第 43 条第 2 項に規定する要履行保証額をいう。以下同じ。）以上の額に相当する額の資金を目的として、当該各営業日から 1 営業日以内に、締結した履行保証金弁済信託契約に基づいて金銭の信託を行うこと。
- ・ 業務実施計画や実績等の根拠に基づき、当局との事前協議等を行った上で利用者から受け入れる資金の上限額を合理的に設定（適時の見直しを行う

ことを含む。)し、当該上限額を目的として履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約を締結し、又はその営む資金移動業に係る履行保証人保証契約の締結を履行保証人適格者に委託すること。

- ・ 各営業日における第一種資金移動業に係る要履行保証額が、当該各営業日において履行保証人債務引受額（法第 45 条の 3 第 1 項に規定する履行保証人債務引受額をいう。）、履行保証人保証額（法第 45 条の 4 第 1 項に規定する履行保証人保証額をいう。）又は履行保証金弁済信託額（法第 45 条の 5 第 1 項に規定する履行保証金弁済信託額をいう。）の合計額を超える場合には、その超過額について保全の実施（締結した履行保証人債務引受契約について利用者の承諾を得、若しくは締結した履行保証金弁済信託契約に基づいて金銭を信託し、又は履行保証人等との間で締結した保証委託契約に基づき、当該履行保証人等をして利用者との間でその営む資金移動業に係る履行保証人保証契約を締結させることをいう。）を行うまでの間、当該超過額に相当する金額の資金を法第 45

条の2第1項第1号に規定する預貯金等管理方法に相当する方法（内閣府令第21条の3各号に規定する方法が考えられる。）で管理した上で、適切な管理を実施していることを当局において確認できるように、その旨を報告すること。

(注7) 第一種資金移動業の利用者が予め入金した資金を、ATMで第一種資金移動業者から発行されたカードを用いて引き出しを行うサービスを提供することや、第一種資金移動業者に資金の支払いを行い、当該資金の額に相当する証書（マネーオーダー）の発行を受けた送金人が受取人に証書を送付し、受取人が当該証書と引き換えに現金を受け取るサービス等を提供することは、具体的な為替取引の指図を伴っていたとしても、通常、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間を超えて第一種資金移動業者が為替取引に関する債務を負担することになると考えられるため、法第51条の2第2項に違反することがないよう十分に留意すること。

③ 受取人が資金を受け取る場合には、受取人が予め登録した受取人の銀行等の預金口座に直接資金を入金するなど、受取人の資金について為替取引の完了に向けて無用な滞留

(注4) 第一種資金移動業の利用者が予め入金した資金を、ATMで第一種資金移動業者から発行されたカードを用いて引き出しを行うサービスを提供することや、第一種資金移動業者に資金の支払いを行い、当該資金の額に相当する証書（マネーオーダー）の発行を受けた送金人が受取人に証書を送付し、受取人が当該証書と引き換えに現金を受け取るサービス等を提供することは、具体的な為替取引の指図を伴っていたとしても、通常、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間を超えて第一種資金移動業者が為替取引に関する債務を負担することになると考えられるため、法第51条の2第2項に違反する可能性があることに留意すること。

③ 受取人が資金を受け取る場合には、受取人が予め登録した受取人の銀行等の預金口座に直接資金を入金するなど、受取人の資金について為替取引の完了に向けて無用な滞留

が生じない措置を講じているか。

- ④ 資金の滞留について、「第一種資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合」として想定される事由が生じた場合の対処方針を策定しているか。

(注8) 「第一種資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合」とは、例えば、指定された資金の移動先に関する情報に誤りがある場合や資金の移動先が利用する金融機関等が休業日である場合など、資金移動業者の努力だけでは滞留を回避することができない真にやむを得ない場合に限定される。

- ⑤ 「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」(内閣府令第32条の2第2項第1号に掲げる場合にあっては、同号に定める期間)を超えて債務を負担した場合には、為替取引毎に、その原因を検証し、当該原因が第一種資金移動業者の責めに帰する事由であった場合に再発防止を図るための態勢を整備しているか。

- ⑥ 利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法や監視方法について、社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図

が生じない措置を講じているか。

- ④ 資金の滞留について、「第一種資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合」として想定される事由が生じた場合の対処方針を策定しているか。

(注5) 「第一種資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合」とは、例えば、指定された資金の移動先に関する情報に誤りがある場合や資金の移動先が利用する金融機関等が休業日である場合など、資金移動業者の努力だけでは滞留を回避することができない真にやむを得ない場合に限定される。

- ⑤ 「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」(注3のなお書きを含まない期間)を超えて債務を負担した場合には、為替取引毎に、その原因を検証し、当該原因が第一種資金移動業者の責めに帰する事由であった場合に再発防止を図るための態勢を整備しているか。

- ⑥ 利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法や監視方法について、社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図

<p>っているか。</p> <p>(2) 要履行保証額に係る確実な保全</p> <p>高額の為替取引を行うリスクを踏まえ、破綻等した場合に利用者に与える影響を極小化するため、以下のような点に留意しているか。</p> <p>利用者保護を確実に図る観点から、各営業日の<u>要履行保証額</u>の変動見込みを踏まえ、第一種資金移動業に係る履行保証金等合計額（資金決済に関する法律施行令（平成 22 年政令第 19 号。以下「令」という。）第 17 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証金等合計額をいう。）を適切に管理しているか。</p> <p>なお、法第 58 条の 2 第 5 項第 4 号の一括供託をしている第一種資金移動業者（同条第 1 項に規定する特例対象資金移動業に第一種資金移動業を含むものに限る。）においては、当該特例対象資金移動業に係る要履行保証額及び履行保証金等合計額について、同様に管理を行うこと。</p>	<p>っているか。</p> <p>(2) 要履行保証額に係る確実な保全</p> <p>高額の為替取引を行うリスクを踏まえ、破綻等した場合に利用者に与える影響を極小化するため、以下のような点に留意しているか。</p> <p>利用者保護を確実に図る観点から、各営業日の<u>要履行保証額</u>（<u>法第 43 条第 2 項に規定する要履行保証額</u>）の変動見込みを踏まえ、第一種資金移動業に係る履行保証金等合計額（資金決済に関する法律施行令（平成 22 年政令第 19 号。以下「令」という。）第 17 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証金等合計額をいう。）を適切に管理しているか。</p> <p>なお、法第 58 条の 2 第 5 項第 4 号の一括供託をしている第一種資金移動業者（同条第 1 項に規定する特例対象資金移動業に第一種資金移動業を含むものに限る。）においては、当該特例対象資金移動業に係る要履行保証額及び履行保証金等合計額について、同様に管理を行うこと。</p>
<p>Ⅲ－２ 利用者に対する情報の提供</p> <p>Ⅲ－２－１ 主な着眼点</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>第一種資金移動業者（第一種資金移動業に係る履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約を締結し、又</u></p>	<p>Ⅲ－２ 利用者に対する情報の提供</p> <p>Ⅲ－２－１ 主な着眼点</p> <p>①・② (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

はその委託に基づきその営む第一種資金移動業に係る履行保証人保証契約が締結されている資金移動業者であって、内閣府令第32条の2第2項第1号に規定する体制を整備している者に限る。）は、第一種資金移動業の利用者に対して内閣府令第32条の2第2項第2号に定める期間を超えて第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務を負担する場合には、あらかじめ、第一種資金移動業の利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、内閣府令第29条の2の2各号に掲げる事項の説明を行う態勢を整備しているか。

（注1）内閣府令第29条の2の2第1号に基づき説明する事項としては、例えば、以下の事項が考えられる。

- ・ 第一種資金移動業者については、資金決済法に基づき、各営業日における第一種資金移動業に係る要履行保証額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該営業日から2営業日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日数は算入しないものとし、1週間を超える場合にあっては、1週間）内で第一種資金移動業者が定める期間内に供託することが原則となっていること。

<p>・ <u>各営業日から上記の第一種資金移動業者が定める期間の末日までの間は履行保証金の供託がなされない可能性があり、その間に第一種資金移動業者について破産手続開始の申立て等が行われたときには、当該第一種資金移動業者が利用者に対して負担する債務の全部又は一部が保護されず、その結果として利用者に損失が生ずるおそれがあること。</u></p> <p><u>(注2) 内閣府令第29条の2の2第2号に基づき説明する事項としては、自らが整備する内閣府令第32条の2第2項第1号に規定する体制の具体的な内容が考えられる。</u></p>	
<p>VII-1 複数種別の資金移動業を併営する場合の弊害防止</p> <p>VII-1-1 主な着眼点</p> <p>(1) 二以上の種別の資金移動業を営む場合に必要な措置</p> <p>① 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者は、利用者が受け入れた資金の残高、送金実績等の利用状況を、営む資金移動業の種別に応じて、容易に知ることができるようにするための措置を講じているか。</p> <p>② 法第43条第1項に規定する履行保証金の供託は資金移動業の種別ごとに行うことが求められているほか、法第53条第1項に規定する報告書において、資金移動業の種別ごとの収支状況の報告が求められていることを踏まえ、営</p>	<p>VII-1 複数種別の資金移動業を併営する場合の弊害防止</p> <p>VII-1-1 主な着眼点</p> <p>(1) 二以上の種別の資金移動業を営む場合に必要な措置</p> <p>① 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者は、利用者が受け入れた資金の残高、送金実績等の利用状況を、営む資金移動業の種別に応じて、容易に知ることができるようにするための措置を講じているか。</p> <p>② 法第43条第1項に規定する履行保証金の供託は資金移動業の種別ごとに行うことが求められているほか、法第53条第1項に規定する報告書において、資金移動業の種別ごとの収支状況の報告が求められていることを踏まえ、営</p>

む資金移動業の種別ごとに勘定を設け、区分経理を行っているか。

(2) 資金移動業及び特定資金移動業を営む場合に必要な措置

① 資金移動業及び特定資金移動業を営む特定信託会社は、利用者が受け入れた資金の残高、送金実績等の利用状況を、資金移動業及び特定資金移動業のそれぞれについて、容易に知ることができるようにするための措置を講じているか。

② 法第 53 条第 1 項（法第 37 条の 2 第 2 項の規定により適用する場合を含む。）に規定する報告書において、資金移動業及び特定資金移動業のそれぞれに報告が求められていることを踏まえ、資金移動業及び特定資金移動業のそれぞれに勘定を設け、区分経理を行っているか。

(3) 第一種資金移動業及び第二種資金移動業を営む場合に必要な措置

① 第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する資金移動業者は、第一種資金移動業に課されている厳格な滞留規制の潜脱防止のため、利用者から、第一種資金移動業に係る為替取引に用いられると認められる資金を第二種資金移動業に係る為替取引に用いられる資金（以下、「第二種資金移動業に係る資金」という。）として受け入れないため

む資金移動業の種別ごとに勘定を設け、区分経理を行っているか。

(2) 資金移動業及び特定資金移動業を営む場合に必要な措置

① 資金移動業及び特定資金移動業を営む特定信託会社は、利用者が受け入れた資金の残高、送金実績等の利用状況を、資金移動業及び特定資金移動業のそれぞれについて、容易に知ることができるようにするための措置を講じているか。

② 法第 53 条第 1 項（法第 37 条の 2 第 2 項の規定により適用する場合を含む。）に規定する報告書において、資金移動業及び特定資金移動業のそれぞれに報告が求められていることを踏まえ、資金移動業及び特定資金移動業のそれぞれに勘定を設け、区分経理を行っているか。

(3) 第一種資金移動業及び第二種資金移動業を営む場合に必要な措置

第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する資金移動業者は、第一種資金移動業に課されている厳格な滞留規制の潜脱防止のため、第二種資金移動業として利用者から受け入れた資金について、第一種資金移動業に係る為替取引のための資金に振り替えることを防止する措置を講じているか。また、こうした対応につき利用者に分かりやすく説明している

の措置を講じているか。かかる措置としては、例えば、顧客に対し、第一種資金移動業に係る為替取引に用いられる資金（以下、「第一種資金移動業に係る資金」という。）と第二種資金移動業に係る資金についての法令上の滞留規制が異なる旨を説明した上で、実際には第一種資金移動業に係る為替取引に用いる予定である資金を、第二種資金移動業に係る資金として資金移動業者に提供すること等を約款等において禁止するなどの対応を行うことが考えられる。また、こうした対応につき利用者に分かりやすく説明しているか。

- ② 第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する資金移動業者は、第一種資金移動業に課されている厳格な滞留規制の潜脱防止のため、利用者から第二種資金移動業に係る資金として受け入れた資金が、当該受け入れの後に第一種資金移動業に係る為替取引に用いられるものであることを認識した場合には、当該資金を第一種資金移動業に係る資金に振り替え、又は利用者に返還するなどして、当該資金を第二種資金移動業に係る資金として保有しないこととしているか。また、各利用者における第二種資金移動業に係る資金から第一種資金移動業に係る資金への振替に関する状況のモニタリング等を行った上で、第二種資金移動業に

か。

(新設)

係る資金が合理的な理由なく頻繁に第一種資金移動業に係る資金に振り替えられているといった事情がある場合には、実際には第一種資金移動業に関し用いる予定である資金を第二種資金移動業に係る資金として提供しないよう改めて求めることが考えられる。

③ 第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する資金移動業者が、その利用者から第二種資金移動業に係る資金を第一種資金移動業に係る資金に振り替える旨の依頼を受けた場合（内閣府令第30条の4第4項に規定する措置として振替を行う場合を含む。）においても、法第51条の2第1項に違反することのないよう留意しているか。また、当該利用者が資金移動業者に対して第二種資金移動業に係る資金を提供した時点から、実際には第一種資金移動業に関し当該資金を用いる予定であったこと等により、振替の時点で結果的に法第51条の2第2項に規定する期間を超えて第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務を負担していることとなる場合には、振替を行うことはできず、当該資金を利用者に返還すること等が必要となることに留意する。

④ 利用者への資金の返還を行う場合には、当該利用者への返還方法を定めているか。予め利用者が登録した銀行口座

（新設）

（新設）

<p><u>に振り込む方法以外の方法により返還又はその他の措置を行う場合、当該方法が迅速性や利用者利便の観点から妥当といえるか。定めた方法に従い返還等を行うため、必要な情報を予め利用者から入手するための態勢が整備されているか。また、こうした対応につき利用者に分かりやすく説明しているか。</u></p>	
<p>IX-2 諸手続 IX-2-4 廃止等の取扱い (1) (略) (2) 法第 61 条第 1 項（本項において法第 37 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき資金移動業者より資金移動業の廃止等届出書が提出された場合（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により、当該業務の承継が行われた場合を除く。特定信託会社にあつては、新たな受託者（信託会社等に該当するものに限る。以下同じ。）が就任した場合も除く。）、又は法第 56 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき資金移動業者の登録を取り消した場合若しくは特定信託会社の特定資金移動業の廃止を命じた場合には、法第 54 条第 1 項の規定に基づき、別紙様式 11 により、為替取引又は特定信託為替取引に関し負担する債務の額の状況等に係る報告を<u>求めるとともに、</u></p>	<p>IX-2 諸手続 IX-2-4 廃止等の取扱い (1) (略) (2) 法第 61 条第 1 項（本項において法第 37 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき資金移動業者より資金移動業の廃止等届出書が提出された場合（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により、当該業務の承継が行われた場合を除く。特定信託会社にあつては、新たな受託者（信託会社等に該当するものに限る。以下同じ。）が就任した場合も除く。）、又は法第 56 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき資金移動業者の登録を取り消した場合若しくは特定信託会社の特定資金移動業の廃止を命じた場合には、法第 54 条第 1 項の規定に基づき、別紙様式 11 により、為替取引又は特定信託為替取引に関し負担する債務の額の状況等に係る報告を<u>求めるものとする</u></p>

<p><u>当該報告書提出後、当該資金移動業者が為替取引に関し債務を負担している場合であって、当該資金移動業者による廃止しようとする資金移動業として行う為替取引に関し負担する債務の履行が完了した場合及びそれまでの間に連絡先又は商号の変更がある場合には、遅滞なくその旨報告することを命ずるものとする。</u></p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3)～(5)</u> (略)</p>	<p>。</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p><u>(3) 上記(2)の報告書の提出があったときは、法第54条の規定に基づき、当該資金移動業者による廃止しようとする資金移動業として行う為替取引に関し負担する債務の履行が完了した場合及びそれまでの間に連絡先又は商号の変更がある場合には、遅滞なくその旨報告することを命ずるものとする。</u></p> <p><u>(4)～(6)</u> (略)</p>
<p>IX-2-5 履行保証金に係る手続について</p> <p><u>(1) 法第46条の命令に関する事項</u></p> <p><u>履行保証人債務引受契約等が締結されている場合であつても、資金移動業の利用者の利益の保護のために必要があると認めるときは、法第46条に基づき供託命令を发出することができる。例えば、資金移動業者の破綻時には、利用者資金の返還状況もモニタリングの対象であるため、資金移動業者を通じて履行保証人等による対応状況を確認することとなる</u></p>	<p>IX-2-5 履行保証金に係る手続について</p> <p><u>(新設)</u></p>

が、その際に、利用者情報の把握に不備がある場合や、返還のスケジュールが繰り返し延期される場合等には供託命令を  
発出することとし、資金移動業者の破綻時以外では、履行保証人債務引受契約等を締結している履行保証人等の破綻時等に供託命令を発出することとする。

(注) なお、履行保証金弁済信託契約の場合は当該契約を締結する利用者が受益者として返還の相手方となり、  
履行保証人債務引受契約の場合は当該債務引受に関し承諾した利用者が返還の相手方となり、履行保証人保証契約の場合は当該契約を締結した利用者が返還の相手方となる。このため、利用者資金の返還状況のモニタリングにあたっては、資金移動業者を通じて各利用者への返還状況を把握することが必要である。

(2) 履行保証金の供託等届出書に関する事項

・履行保証金の差替え

履行保証金規則第4条の規定による履行保証金の差替えの承認については、法第43条第3項に規定する債券について、あらかじめ、これに代わる履行保証金を供託している場合に、認めることができるものとする。

(1) 履行保証金の供託等届出書に関する事項

① 履行保証金の差替え

資金移動業履行保証金規則（平成22年内閣府・法務省令第5号。以下「履行保証金規則」という。）第4条の規定による履行保証金の差替えの承認については、法第43条第3項に規定する債券について、あらかじめ、これに代わる履行保証金を供託している場合に、認めることができるものとする。

③ 履行保証金の取戻しに関する事項

法第 47 条第 1 号及び令第 17 条第 1 項第 1 号に規定する「直前の算定日」とは、履行保証金規則第 1 条第 1 項の規定による履行保証金取戻承認申請書の申請日付の直前の算定日とする。

④ 履行保証金に係る権利の実行の手続について

① 仮配当を行うことができる場合

財務局長は、履行保証金規則第 7 条に基づき仮配当表を作成した結果、履行保証金の金額から令第 19 条第 9 項に規定する履行保証金の還付の手続に必要な費用を控除した額の 80%に当たる額が、履行保証金規則第 6 条に基づき申出のあった債権の総額を上回る場合など、権利の実行の手続において申出のあった債権の全額について還付することができると思込まれる場合には、令第 19 条第 10 項及び履行保証金規則第 17 条に基づき、仮配当を行うことができるものとする。

② 財務局長は、仮配当を行う場合には、履行保証金規則第 6 条に規定する権利を有することを証する書面その他これに代わる書面の提示を求めるものとする。

③ 履行保証人債務引受契約等が締結されている場合には、これらの契約に基づく債務の全部の弁済がなされた後（こ

② 履行保証金の取戻しに関する事項

法第 47 条第 1 号及び令第 17 条第 1 項第 1 号に規定する「直前の算定日」とは、履行保証金規則第 1 条第 1 項の規定による履行保証金取戻承認申請書の申請日付の直前の算定日とする。

③ 履行保証金に係る権利の実行の手続について

① 仮配当を行うことができる場合

財務局長は、履行保証金規則第 7 条に基づき仮配当表を作成した結果、履行保証金の金額から令第 19 条第 9 項に規定する履行保証金の還付の手続に必要な費用を控除した額の 80%に当たる額が、履行保証金規則第 6 条に基づき申出のあった債権の総額を上回る場合など、権利の実行の手続において申出のあった債権の全額について還付することができると思込まれる場合には、令第 19 条第 10 項及び履行保証金規則第 17 条に基づき、仮配当を行うことができるものとする。

② 財務局長は、仮配当を行う場合には、履行保証金規則第 6 条に規定する権利を有することを証する書面その他これに代わる書面の提示を求めるものとする。

（新設）

これらの契約に係る法第 46 条の命令があった場合には、当該命令に基づき履行保証金が供託された後）に、履行保証金の仮配当を行うものとする。

- ④ 履行保証金のうちに、資金移動業者と履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約又は履行保証金弁済信託契約を締結している者若しくは当該資金移動業者の委託に基づき当該資金移動業者の利用者と履行保証人保証契約を締結している者が、法第 46 条の命令に基づき供託した履行保証金がある場合には、まず、当該資金移動業者が供託した履行保証金から、仮配当を行うものとする。

- ③ 履行保証金のうちに、資金移動業者と履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約を締結している者が、法第 46 条の命令に基づき供託した履行保証金がある場合には、まず、当該資金移動業者が供託した履行保証金から、仮配当を行うものとする。